

神奈川県商店街魅力アップ事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、集客力の強化を図るため、商店街団体等が商店街の魅力を高めるために実施する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 「商店街団体等」とは、次に掲げるものをいう。

ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する商店街の事業協同組合

イ アに掲げる以外の法人化された商店街団体

ウ ア及びイに掲げる以外の商店街団体

エ 過去に県の若手商業者連携促進事業で事業を実施し、また、その構成員が一市町村内に留まる商業者団体

オ 商店街（会）団体が主たる構成員となっている実行委員会

カ 商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会又は商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所（商店会のないエリアにおいて、店舗を取りまとめて事業を実施する場合に限る）

キ 商店街団体と連携して事業を行う団体のうち知事が認めるもの

(2) 「経費の配分」とは、規則第5条に規定する経費の配分をいう。

2 前項第1号ア、イ、ウ及びエにおいては、構成員の過半数が県内中小企業者（県個人事業税又は法人県民税の対象となる事業者のうち、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項第1号から第4号に規定する者）であるものに限る。

(補助の対象事業)

第3条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、次のとおりとし、その範囲は別に定める。

(1) 賑わい創出事業

(2) 重点取組事業

2 前項の規定にかかわらず、補助対象経費の額が別に定める補助対象経費の下限額未満の事業は補助の対象から除く。

(補助の対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、第2条第1項第1号に掲げた商店街団体等とする。

ただし、第2条第1項第1号キについては、補助事業を重点取組事業に限ることとし、その範囲は、別に定める。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、第3条の補助事業を実施するために必要な経費とし、その範囲は別に定める。ただし、消費税及び地方消費税は対象としない。

(補助額の算出方法等)

第6条 補助額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額の範囲内とする。

2 補助率は次のとおりとする。

(1) 第3条第1項第1号の事業 3分の1

(2) 第3条第1項第2号の事業 2分の1

3 第1項の規定により算出した補助額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

4 県、国及び市町村の補助額の合計は、補助対象経費の総額を超えないものとする。

(補助額の限度額)

第7条 前条の規定により算出した補助額が、別に定める限度額を超える場合は、別に定める限度額とする。

(募集及び選考)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める期間内に、知事に事業計画書(様式1)を提出するものとする。

2 知事は、別に定める選考委員会の選考を経て、補助事業を決定し、商店街団体等に対して選考結果通知書(様式2)により内示する。

3 前項の規定により、内示を受けた商店街団体等は、補助金交付申請書(様式3)により交付申請を行うものとする。

(暴力団排除)

第9条 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員

(3) 法人にあっては、代表者又は役員のうち前号に規定する暴力団員に該当する者があるもの

(4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第2号に規定する暴力団員に該当するもの

2 知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報(神奈川県の個人情報保護条例(平成17年神奈川県条例第10号)第2条第1号に規定する個人情報)を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付条件等)

第10条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更をしようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、別に定める経費割合を満たしかつ経費の20%

以内の変更については、この限りではない。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは、完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) その他規則及びこの要綱の定めるところに従わなければならない。

(交付決定通知)

第11条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（様式4）により行うものとする。

- 2 知事は、第8条第3項の規定に基づく補助金交付申請書（様式3）の記載内容が、別に定める経費割合を満たさない場合、又は第8条第1項の規定に基づく事業計画書（様式1）に記載する補助事業の内容と著しく異なる場合については、不交付の決定又は条件を付すことができる。また、不交付を決定したときは、補助金不交付決定通知書（様式5）により通知するものとする。

(変更の承認)

第12条 第10条第1号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、補助事業変更承認申請書（様式6）を知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し又は条件を付すことができる。

(申請の取下げのできる期間)

第13条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日以内とする。

(中止・廃止等の承認)

第14条 第10条第1項第2号又は第3号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、補助事業中止（廃止）承認申請書（様式7）又は補助事業遅延等報告書（様式8）を知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(実績報告)

第15条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業が完了した日（第14条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日）から30日を経過した日又は翌年度4月20日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式9）により知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項において提出された補助事業実績報告書（様式9）に記載する補助事業の経費の配分が別に定める経費割合を満たさない場合、又は第8条第3項の規定に基づく補助金交付申請書（様式3）に記載する補助事業の内容と著しく異なる場合については、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の支払)

第16条 補助金は、規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、支払うものとする。

(財産の管理及び処分)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後も、取得財産等管理台帳を整え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 補助事業者は、前項の取得財産等をこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、他の物件と交換し、担保に供し、貸し付け、改造し、設置場所を移転し、使用を中止し、又は運営を他人に委託する（以下「取得財産等の処分」という。）ときは、あらかじめ取得財産等の処分承認申請書（様式10）を知事に提出し、その承認を受けるものとする。

ただし、10年を経過した財産を処分する場合は、この限りでない。

3 知事は、前項の規定により、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(書類の整備)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

3 補助事業者は、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該書類を引き継がなければならない。

(届出事項)

第19条 補助事業者は、前条第2項に規定する期間内に次の各号のいずれかに該当するときは、文書をもってその旨を速やかに知事に届け出るものとする。

(1) 事務所の移転又は商店街団体等の名称若しくは代表者を変更したとき。

(2) 補助事業者である商店街団体等が合併又は解散したとき。

(3) 補助の対象となった施設（以下「補助対象施設」という。）が使用できなくなったとき。

(調査)

第20条 知事は、第18条第2項に規定する期間内において、補助事業者の経理及び事業の運営並びに補助対象施設について、随時調査することができる。

(細目)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 神奈川県地域商業ブランド確立総合支援事業費補助金交付要綱及び神奈川県商店街未病を治す取組支援事業費補助金交付要綱は廃止する。ただし、平成28年度以前に交付を受けた地域商業ブランド確立総合支援事業費補助金及び神奈川県商店街未病を治す

取組支援事業費補助金に関する手続きについては、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。